別記様式第五の三を次のように改める。

別記様式第５の３（第11条関係）

特定事業の実施に係る確認をしない旨の通知書

年　月　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

国家戦略特別区域担当大臣

年　月　日付けの特定事業に係る実施状況報告については、下記の理由により国家戦略特別区域法施行規則第11条第２項の確認をしません。

記

確認をしない理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　第二条の規定による改正後の国家戦略特別区域法施行規則第十条及び第十一条の規定は、この府令の施行の日以後に国家戦略特別区域法施行規則第三条第四項の規定による国家戦略特別区域担当大臣の確認（以下「確認」という。）を受ける同条第一項の事業実施計画に係る事業について適用し、同日前に確認を受けた同項の事業実施計画に係る事業については、なお従前の例による。